

第19回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告

東南アジア史学会賞選考委員会委員長
川島 緑

第19回東南アジア史学会賞選考委員会は、外山文子会員による『タイ民主化と憲法改革：立憲主義は民主主義を救ったか』（地域研究叢書）（京都大学学術出版会、2020年）が同賞を授与するにふさわしい業績であるとの結論に達したので、その審査経過と授賞理由を報告する。

（1）審査経過

応募作品はいずれも自薦による作品2点であった。選考委員会は5名で構成され、2021年5月29日にオンラインで顔合わせを行い、互選により川島を今回の選考委員長に選出した。東南アジア史学会賞は「最近3年間に発表された少壮研究者の業績を顕彰すること」としており、2作品がともにこの条件を満たしており審査対象となることを確認した。今回の審査期間は、昨年と同様、新型コロナウイルスの感染拡大により都道府県をまたぐ移動が自粛された時期と重なり、選考委員が集まり対面で委員会を開催することが困難であった。そのため、各委員が応募作品について個別に評価を行い、その結果を書面で委員長に提出し、それを踏まえてオンライン・ミーティングで協議を行い、最終結論を導くことを申し合わせた。

電子メールでの意見交換を経て、2021年6月下旬、委員長より各委員に評価結果とその判断理由を記す審査結果報告書の様式を送付した。評価の観点は、前回と同様、①研究課題の独創性、②関連する調査研究活動の適切性、③史資料利活用の適切性、④新たな発見・知見の提示、⑤論述の明解さ、⑥作品の完成度、⑦東南アジア史学・東南アジア研究への貢献度、⑧その他特記事項の8項目とすることにし、各項目毎の評価、及び、それに基づいた選考結果と応募作品に関する全般的な講評を記入した報告書を委員長に提出するよう依頼した。9月10日までに全委員からの審査結果の報告が委員長宛てに提出された。その結果を委員長を通じて全員で共有したうえで、9月13日にオンラインで選考委員会を開催し協議を行った。

審議においては、各委員がそれぞれの作品について評価の観点を踏まえながら評定内容を説明し、両候補作品の長所、短所について活発な意見交換と討議が行われた。評価書における総合的な結果は、外山氏の作品が相対的に高かったものの、他の作品についてもスケールの大きなテーマに取り組んだ意欲的な作品であることを評価する意見も出された。しかし、叙述の根拠となるデータが十分示されているかという実証の着実さにおいて、外山氏の作品の方が優れていると評価する委員が大半を占め、最終的に外山氏の作品に第19回東南アジア史学会賞を授与することがふさわしいとの結論に達した。

（2）授賞理由

本書の主眼は、1990年代以降のタイ政治に広まった「立憲主義」、及び、「法の支配」という概念が、民主主義とどのように関わっているかを明らかにすることにあり、そのため1997年憲法と2007年憲法の制定過程を取り上げ、議会や制定過程に関わる文書と関係者へのインタビューにもとづき、詳細な分析をおこなっている。

著者の主張は以下のようにまとめられる。タイでは1992年の憲法改正以後、民衆の政治的な目覚めに対する知識人や保守派の恐怖、及び、政治家の汚職に対する「政治の浄化」が憲法改正の争点となった。そのため、「司法の役割」強化が、1997年憲法と2007年憲法の制度において重要性を増し、それが司法による民選政権の打倒の原因になった。2006年9月のクーデタ前後から、国民の代表である国会を統制しうるほどまで司法制度が強化され、それが、民選で連勝したタックシン派政権の弾圧と選挙の無効裁定

を出す事態につながった。著者は序章において、(1)タイで立憲主義による政治改革に着手した契機は何か、(2)タイ立憲主義にはどのような特徴があるのか、(3)タイ立憲主義にもとづく二つの憲法は民主主義に対してどのような影響を与えたのか、という三つの問いを立て、1-7章で上記の過程を検証している。終章では、これらの分析に基づき、現代タイ政治の仕組みを解明し、タイの立憲主義と「司法の政治化」は、民衆の政治運動を恐れた知識人や保守派が、民選よりテクノクラートの専門性を重視し、国王・軍・官僚など旧政治権力の利益の保護を目指した試みと理解できるとの結論を導いている。

本研究の高く評価される点は、次の3点にまとめられる。第一は、2000年代以降のタイ政治とその混迷を解明するにあたって、憲法の制度に注目し、「民主主義の統制を目指した1997年憲法と2007年憲法」という論点を明確に打ち出し、「政治の司法化」の枠組みから、憲法が民選政権を打倒する役割を果たすに至る背景や制度を詳細に検討した点である。タイ語の文献資料を丹念に読み、憲法起草委員会メンバーにインタビューを実施し、それらを通じて二つの憲法が司法・独立機関を強化していく仕組みと過程を説得的に示している。

第二に、本研究は東南アジアに限らず、欧米の事例も含め、「法の支配と民主化」にかかわる先行研究を広範囲に参照している。そのレビューを通じて、タイ憲法の制度設計では、司法、立法、執政の三権のバランスにおいて司法の強さが突出しており、有権者の審査からも自由な司法権が立法権を制限する制度のもと、民主主義の統制に用いられる特徴が明らかにされている。

第三は、憲法の成立過程や特徴の分析にとどまらず、憲法裁判所や独立機関による政治家の汚職認定や、民選政権を倒した訴訟にまで研究の範囲を広げた点である。文書と制度を分析対象とした本研究のアプローチは全般に静的であるが、憲法の産物である汚職認定の問題等も研究の対象に含めることにより、1990-2000年代のタイ政治と司法の動態を扱う実証的研究として、その価値が高まった。

本書は以上述べたような優れた点を持つが、改善すべき点もいくつか指摘された。著者の今後の研究のさらなる発展を期待しつつ、今後の学術研究書作成の留意点として、これらの指摘にも触れておきたい。第一は、今日まで蓄積されてきたタイ政治研究の見取り図と本研究の関係をより明確に示す必要性である。従来のタイ政治研究では、軍、王室、官僚、財界などのアクターに注目し、これらアクター間の権力構造を分析してタイ政治の動態を描き出すものが主流であった。本書は、これらとは異なるアプローチを採り、憲法に焦点を当てて分析するという特徴を持つため、上記の指摘は「ないものねだり」といえるかもしれない。ただし、終章では覇権の維持を目指すタイの旧政治勢力の意図に言及していることを考慮すると、先行研究で重視されてきた権力構造や、「国王を元首とする民主主義体制」概念と憲法の関連に言及しつつ、タイ政治の大きな構図のなかにこの研究を位置付けると、より明確に著者のメッセージが伝わったのではないと思われる。タイ政治の専門家以外の東南アジア研究者一般にも、本書の内容をより効果的に伝えるためには、このような工夫が必要ではないだろうか。

第二に、この作品には、タイに暮らす一般の人々にとって憲法や憲法改革がどのような意味を持ち、彼らは憲法改革をどのようにみているのか、という点が含まれていない。東南アジア研究の作品として、現地で暮らす人々への著者のまなざしが感じられる部分があるとよりよかったという意見も出された。

第三は、学術書執筆の作法にかかわる問題である。誤記、誤字、表記の不統一が少なからずあり、引用方法、図版の出典表記、写真の説明に関する問題点も指摘された。これらにより作品の完成度が損なわれてしまったことは残念である。

(3) 結論

上記のいくつかの指摘は、今後、著者により、よりよい作品が制作され、さらなる研究への進展を期待する各委員の声としてあえて記したものである。これらの指摘にもかかわらず、本作品はタイ語資料を含む文献資料やインタビュー調査にもとづいて現代タイ政治の重要な問題に迫った労作であり、本賞を授

与するにふさわしいという総合的な評価に変わりはない。したがって、本選考委員会は外山文子会員による『タイ民主化と憲法改革：立憲主義は民主主義を救ったか』が東南アジア史学会賞を授与するにふさわしい業績であるという結論に至った。